資料１２－２

芦屋市総合公園指定管理者基本協定書の一部を変更する協定書

令和６年４月１日付け、芦屋市（以下「甲」という。）とミズノ・芦屋市スポーツ協会・理研グリーン共同体（以下「乙」という。）との間で締結した芦屋市総合公園指定管理者基本協定書（以下、「基本協定書」という。）の一部を変更する協定書を次のとおり締結する。

１　基本協定書の第３９条の次に次の１条を加える。

（利用料金調整金）

第３９条の２　乙は、芦屋市都市公園条例の改正に伴い、第２条に定める指定期間中に利用料金を増額する場合は、利用料金調整金の納付義務を負うものとする。利用料金調整金の算定方法については、仕様書において定めるものとする。

この協定の締結を証するため本書２通を作成し、甲乙が記名押印の上、各自１通を保有する。

令和８年６月１日

甲　芦屋市精道町７番６号
芦屋市
芦屋市長　髙　島　崚　輔

乙　ミズノ・芦屋市スポーツ協会・理研グリーン共同体

代表団体
大阪市中央区北浜４丁目１番２３号
美津濃株式会社
代表取締役社長　　水　野　　明　人

構成団体
大阪市中央区北浜４丁目１番２３号
ミズノスポーツサービス株式会社
代表取締役　　薬　師　寺　　洋　彰

芦屋市山芦屋町２８番４号
特定非営利活動法人芦屋市スポーツ協会
会　長　　半　田　　篤

東京都台東区東上野４丁目８番１号
株式会社理研グリーン
代表取締役社長　　篠　原　　卓　朗